死亡関連手続案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務
公募型プロポーザル事業者募集要項

1　趣旨

死亡関連手続を広く市民に周知することを目的とした案内冊子（以下「冊子」という。）を発行します。この業務において民間事業者が編集・制作し吹田市が発行することを定めた協定を締結します。本要項はその事業者を選定するのに必要な手続等を定めています。なお、発行に関する費用に関しては事業者が企業の広告（以下「広告」という。）を掲載することで賄い、吹田市は費用負担を負いません。

2　業務概要

（1）　業務名

死亡関連手続案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務

（2）　業務内容

死亡関連手続案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務に関する仕様書のとおり

（3）　業務期間

協定締結日から令和12年3月31日まで

（4）　配布資料

ア　死亡関連手続案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務公募型プロポーザル事業者募集要項（以下「本要項」という。）

イ　別紙1「死亡関連手続案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務に関する審査評価項目」

ウ　別紙2「死亡関連手続案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務に関する仕様書」

エ　別紙3「吹田市広告掲載要領」

オ　別紙4「吹田市広告掲載基準」

3　参加資格等

（1）　参加資格

本業務公募型プロポーザルに参加できる事業者は、参加表明日時点で次に掲げる全ての要件を満たす単一の事業者とします。また、本プロポーザルに参加する事業者（以下「提案者」という）は、協定候補事業者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとします。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該

当しないこと。

イ　吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。

ウ　募集開始日から協定締結日までの間において、本市から吹田市指名停止措置要領（平成１６年４月１日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ　募集開始日から協定締結日までの間において、 吹田市公共工事等及び売り払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成２４年１１月１３日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号） 又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

カ　本市又は他の自治体で官民協働冊子の発行を行った実績があること。

（２） 参加にあたっての留意事項

ア　参加条件等の承諾

提案者は、提出書類の提出をもって本要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ　業務の一括委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ本市が認めた場合はこの限りではありません。

ウ　本業務の協定事業者は、業務の一部を委託する場合には、本業務の協定事業者と受任者又は下請負人との契約内容にかかわらず、受任者又は下請負人の当該処理に関する行為について責任を負うものとします。

エ　本業務の協定事業者は、業務の一部を委託する場合には委託先に対する管理・監督の状況について、本市から報告の求めがあったときは、直ちにこれに応じるものとします。

オ　本市から緊急で通知をする場合はホームページに掲載するものとし、確認不足等により発生した不利益等について本市は責任を負いません。

（３） 提出内容の変更・追加の禁止

提出期限を過ぎて提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合は、この限りではありません。また、本市が提案された内容について補足書類の提出を求めたときも同様とします。

（４） 提出書類の取扱い

提出書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

（５） 費用負担

本業務公募型プロポーザルの参加に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とします。

４　募集要項の配布期間及び配布方法

（１） 配布期間

令和８年 11 月４日（水）～令和８年 11 月 25 日（水）

（２） 配布方法

市ホームページの「プロポーザルの案件情報」ページ(https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/index.html)からダウンロードしてください。

５　参加の手続

（１） 提案募集方法

公募型プロポーザル方式とします。

（２） 参加表明、資格審査書類提出

※いかなる理由があっても遅延した場合及び書類が不足している場合は受付を行いません。

ア　提出期間

令和８年 11 月４日（水）～令和８年 11 月 25 日（水）

平日の午前９時～午後５時

イ　提出書類

（ア） 公募型プロポーザル事業者募集参加申込書（様式第１号）

（イ） 会社概要（様式第２号）

（ウ） 官民協働冊子発行の実績を証明する契約書等の写し

ウ　提出場所

吹田市市民部市民室（１０１番窓口）住民記録担当

エ　提出方法

（ア） 持参の場合

土曜日、日曜日、祝日を除く午前９時～午後５時

（イ） 郵送の場合

書留等の配達した記録が残る方法に限ります。(令和８年 11 月 25 日（水）必着)

※封筒の表に「参加申込書等在中」と朱書きしてください。

（３） 参加資格通知

令和８年 12 月２日（水）午後５時までに電子メールにより通知します。また、

書面での通知も行います。参加資格がない場合についても通知を行います。

（４） 質問の受付及び回答

ア　質問受付期間

令和８年 11 月４日（水）～令和８年 11 月 11 日（水）午後５時

イ　質問回答日

令和８年 11 月 18 日（水）午後５時までに回答します。

ウ　質問送信先及び留意事項等

(ア) 送信先

吹田市市民部市民室住民記録担当　松本・山本

E-mail：shimin_k@city.suita.osaka.jp

(イ) 件名

件名は必ず「死亡関連手続案内冊子（おくやみガイドブック）のプロポーザルに係る質問」としてください。

(ウ) 留意事項

ａ　質問は電子メールでの受付のみとします。（電話・FAX・来庁による質問等は不可。）

ｂ　回答は参加申込書の提出又は質問を送付した事業者に電子メールにて送付します。また、回答日以降に質疑回答内容の開示を希望した事業者に対しても、電子メールにて送付します。

ｃ　吹田市からメール回答後、受信確認のため、回答受取の旨をメールにて返信してください。

（５） 提案辞退

やむを得ず辞退する場合、速やかに辞退届（様式第３号）を提出してください。なお、提案辞退をすることによるペナルティは生じませんが、本プロポーザルの正常な執行を妨げることの無いよう安易な参加表明は厳に慎んでください。

6　提案方法

（１） 提案書等の提出

※いかなる理由があっても遅延した場合及び書類が不足している場合は受付を行いません。

ア　提出期間

令和８年 12 月９日（水）～令和８年 12 月 16 日(水)

（平日の午前９時～午後５時）

イ　提出書類

(ア) 提案書（10 部）

(イ) 協定を締結した際に制作する死亡関連手続案内冊子予定稿（案）もしくは自治体で直近に発行した死亡関連手続案内冊子（10部）
※事業者名を伏せた予定稿もしくは死亡関連手続案内冊子をご提出ください。

ウ　提案書作成上の注意事項

(ア) 提案書は専門知識を有しない者でも理解できるように、わかりやすい表現となるよう留意すること。

(イ) 別紙1「死亡関連手続案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務に関する審査評価項目」にある提案書目次に沿って記載すること。

エ　提出場所

吹田市市民部市民室（１０１番窓口）住民記録担当

オ　提出方法

(ア) 持参の場合

土曜日、日曜日、祝日を除く午前９時～午後５時

(イ) 郵送の場合

宛先　〒564-8550　大阪府吹田市泉町１丁目３番40号
市民部　市民室　住民記録担当　松本・山本宛

書留等の配達した記録が残る方法に限ります。

（令和８年12月16日（水）必着）

※封筒の表に「提案書等在中」と朱書きしてください。

(2) 提案の無効に関する事項

次の事項に該当するときは、その者の提案は無効とします。

ア　協定候補者の選定時点において本実施要領の「３　参加資格等(1)参加資格」に掲げる資格のない者が提案したとき。

イ　所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。

ウ　提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ　正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき。

オ　本市の費用が発生する提案を行ったとき。

7　審査・選定及び発表方法

(1) 最優秀提案事業者等の選定機関

本市が設置する「死亡関連手続案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、審査・選定を実施します。

（２） 事業者選定及び発表の方法

ア　選定方法

選定委員会において審査を実施し、最優秀提案事業者、次点者を選定し、最優秀提案事業者を協定候補事業者とします。ただし、最優秀提案事業者が協定締結まで特別な事由等により協定が不可能となった場合においては、次点者と協定締結の交渉を行うものとします。

イ　評価基準等

別紙１「死亡関連手続案内冊子（おくやみガイドブック）の官民協働発行業務に関する審査評価項目」のとおりとします。

(ア) 各選定委員の持点は１００点として採点します。

(イ) 選定委員会の各委員が評価点による順位付けを行い、１位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とし、次に多い者を次点者とします。

(ウ) １位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、２位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者、次に多い者を次点者とします。

(エ) ２位と順位付けした委員数でも決定出来ない場合は、委員長の決するところとします。

(オ) 各委員の持点１００点のうち、平均６０点以上を獲得していることを条件とします。

ウ　発表方法

選定結果は、令和９年１月 20 日（水）午後５時までに電子メールにより通知を行います。また、書面での通知も行います。なお、選定結果については、後日吹田市ホームページ上でも公表します。

８　失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とします。

（１） 本要項「６提案方法（２）提案の無効に関する事項」に該当したとき。

（２） 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

（３） 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

（４） 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示すること。

（５） 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

（６） その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

９　提案者が１者又はない場合の取扱い

（１）　提案者が１者の場合、本プロポーザルは実施することとし、提案書等の審査を行います。各委員の持点１００点のうち、平均６０点以上を獲得している場合、その提案者を協定候補事業者として選定します。

（２）　提案者がない場合、本プロポーザルは取りやめとします。再度の募集については選定委員会において検討を行うこととします。

１０　協定書の締結

協定候補事業者に選定した者と、協定書の締結を行います。ただし、協定候補事業者が協定締結までに「３　参加資格等」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により協定が不可能となった場合においては、次点者を協定候補事業者とします。

１１　選定結果の公表

選定結果に関する情報は、次のとおり公表します。

（１）　公表方法

吹田市ホームページの「プロポーザル案件情報」のページで公表します。

（２）　公表時期及び公表内容

選定の手続過程等の透明性を高めるため、協定締結の後、速やかに次の内容を公表します。

ア　最優秀提案事業者（協定候補事業者）名並びにその提案金額と評価点

イ　全提案事業者の名称　※申込順

ウ　全提案事業者の各委員の評価点及び順位付け

※選定事業者以外は記号(アルファベット）表示

エ　審査項目・基準、配点

オ　プロポーザル選定委員会委員の役職名

カ　プロポーザル選定委員会の会議録の概要

キ　その他必要な事項

〔留意点〕

※ 選定結果に関する情報はホームページ等によって広く公開するため、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、イとウとの対応関係を明らかにしないこととし、イは申込順に、ウは１位と順位付けした委員数の順にそれぞれ記載します。

※ 応募が２者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報についてはアを公表し、イは公表しないこととします。

１２　その他関係法規の遵守等

業務を遂行する上で、関連する法規を遵守してください。

（１）　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

同法律では、第４章において、個人情報取扱事業者の義務等として、利用目的による制限（第 18 条)、適正な取得（第 20 条）などが定められています。

（２）　広告掲載要領及び基準

別紙３「吹田市広告掲載要領」及び別紙４「吹田市広告掲載基準」の定めを遵守してください。

（３）　情報公開

協定事業者が業務を行うにあたり、制作又は取得した文書等で協定事業者が管理しているものの公開については、別途情報公開規程を定めるなど適正な情報公開に努めてください。

（４）　守秘義務

協定事業者が業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。協定期間終了後も同様とします。

１３　問い合わせ先

吹田市市民部市民室　　担当：松本・山本

〒564-8550　大阪府吹田市泉町１丁目３番 40 号

電話：06-6384-1235　FAX：06-6368-7346

E-mail：shimin_k@city.suita.osaka.jp